

令和5年度 事業計画

事業大綱

「未来を切り拓く」

事業計画基本方針

土地家屋調査士としての誇りを胸に、
会員間の絆を尊び、資質の向上に努める。

「下請けの手続き屋」から「不動産の医師的存在」へ

コロナ禍の収束が見えつつあるも、ウクライナでの戦禍は続き、我が国においても物価の高騰や物資の不足等その影響は多大なるものがある。そうした世の中の変化は国民の生活やこれまでの習慣を変え、新たな常識が浸透しようとしている。それ以前から、政府は人口減少を前提とし、手続き業務については一層の簡略化とAI化を推し進めていることは周知の事実である。

このような変化は、当然ながら我々資格者の役割にも影響し、誰にでも処理できる手続きのみではならず、これまで以上に高度な役務が要求されている。そして、もしもそうした国民の要求に応えられなければ、いずれは無用の存在として淘汰されることも覚悟せねばならない。

例えば今世の中が求めているものの中に、所有者不明土地問題や財産管理人といった、これまでの世の中の変遷が生んだ「負の財産」の処理が挙げられよう。有れば有るほど良いとされた不動産は、少子化や都会への人口集中が進んだ現在では「負動産」と呼ばれ、相続放棄をする者も増え、政府は国庫帰属制度を創設するに至った。悲しい現実ではあるが、現代人にとって山林や農地の維持には限界があり、我が子に継がせたくないからと積極的に処分を進める話は増える一方である。

これが世の中の流れであるが、その「負動産」の「負」の部分を取り除けたら、あるいは軽減または転換できたらどうであろうか？どこにあるかもわからない、境界もはっきりしない処分も活用も不能な土地の問題点を解決できればどうであろうか？

土地家屋調査士にはその解決能力の一部が備わっている。先輩方から受け継いできた知識と最新の技術、それを駆使し「負動産」を「富動産」に変換できるのは正に我々ではないのか。

今、我々の存在意義が問われている。国民の要求に応えられるか否か、すでに正念場である。よって、資格者として今後より一層の研鑽が求められる事は必須である。

そのためには新たな法律や技術を習得することは当然ながら、これまでと同様に日常の業務のレベル向上を追求し、今以上に国民の信頼を得なければならない。

結果もたらされる地位の向上は、いつか国民の財産である不動産に精通するアドバイザーの第一人者として、例えるなら不動産の医師的存在として認められる存在になり得ると考える。

今こそ土地家屋調査士としての誇り、矜持を今一度思い出して頂きたい。制度の維持は連合会のみが行うものではなく、土地家屋調査士一人一人の仕事と人となりにかかっている。我々の未来を切り拓く鍵は自分自身の手の中にあることを自覚し、全会員が一丸となって共に未来を切り拓いていきたいと願うものである。

1. 総務部

- (1) 関係法令の研究及び諸規定の整備
- (2) 苦情処理、紛議の調停及び事故処理に関する対応とその予防のための会員の指導
- (3) 日調連、中部ブロック協議会（総会担当者会議）、法務局及び友好団体との連絡関係団体との間での協議会等の開催を通じた連絡や協議を行うことにより、諸問題の解決を図る。
- (4) 事務局体制の充実
事務局業務の円滑な実施を図る。
- (5) 非調査士による登記申請の調査及び非調査士行為の予防活動
法務局の嘱託による非調査士の調査については、引き続き社会事業部にその実施を委託する。
- (6) オンライン会議の円滑な運用を図る。

2. 財務部

健全な財政の維持についての取り組み
業務関連図書の定期購入

- (1) 4月上旬 令和4年度収支決算、監査会の開催
- (2) 9月頃 連合会親睦ゴルフ大会（助成の対象）
- (3) 10月上旬 中間監査、予防接種開始（助成の対象）
- (4) 11月下旬 健康診断開始（助成の対象）
- (5) 令和6年2月 次年度予算編成会議開始
- (6) 令和6年4月上旬 令和5年度収支決算、監査会の開催

3. 業務部

- (1) 業務部
 - ①日調連からの情報収集
 - ②中部ブロック業務担当者会議への参加、情報収集
（具体的には、中六担当者会議の協議方針に基づく）
 - ③法務局との意見交換
 - ④自治体との意見交換
 - ⑤実務勉強会
 - ⑥業務取扱要領の研修
 - ⑦その他
 - (ア) 会ホームページの業務部関連見直し
 - (イ) 自治体所有の空中写真データ等の収集
- (2) 業務研究委員会
 - ①業務研究P T
業務取扱要領の研修
使用報告書の管理
 - ②資料管理P T
 - (ア) 資料収集
 - (イ) 保管資料の整理
 - (ウ) 使用報告書の管理

4. 研修部

研修を通してお互いを尊敬し切磋琢磨する意識の醸成を目指す

- (1) 本会定例研修の企画、運営
- (2) 本会新人研修の企画、運営
- (3) 特別研修の検討、企画、運営
- (4) 他会との相互研修の受講支援

- (5) 他の部等の企画による研修の支援
- (6) 支部研修の支援
- (7) 新人自主研修会の支援
- (8) 登録前研修の支援
- (9) CPDの運用、管理
- (10) 過去の研修会に関する記録映像の活用方法についての検討
- (11) 年次研修の企画、運営

5. 広報部

- (1) 広報委員会
 - ①会報「おたより」の発行
 - ②7月・10月、会館月例、その他の無料登記相談会開催による制度広報
 - ③新聞広告等の媒体による制度広報
 - ④学生、転職希望者を対象とした制度広報
- (2) ホームページPT
 - ①ホームページの運営と更新作業(ニューアル含む)
 - ②ホームページ掲載内容の精査作業

6. 社会事業部・ADRセンター

- (1) 第18回ADR特別研修への協力
- (2) 非調査士による登記申請の調査
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法への対応(市町の対策協議会への参画活動の継続)
- (4) 所有者不明土地問題への対応(市町の対策協議会への参画活動)
- (5) 財産管理人制度への対応
- (6) 業務受託者選定に関する事務処理手続きの運営
- (7) 筆界特定調査委員・表題部所有者不明土地_所有者等探索委員の名簿等管理
- (8) 対外的な無料登記相談会への人員派遣調整と情報収集
- (9) 相談票等の検証
- (10) 「境界問題相談センターふくい」における調停手続きの運用
- (11) 無料相談会・境界紛争解決支援制度(ADR)・筆界特定制度(法務局)・弁護士会との連携強化
- (13) 相談マニュアル、ADRセンター規則の見直し
- (14) オンラインADR(ODR)の検証

7. 研究所事業

- (1) 第一部会
 - ・郡村取調規則、租税課改正掛報告の研究
事業は2年計画で予定している。R5は途中経過を報告予定
- (2) 第二部会
 - ・本会HPで公開した戦災・震災復興工区図を利用して調査士業務で更に活用する方法を探る研究
街区の換地図を貼り付け(画像データ、点群データ)現地踏査の基礎資料とする等
- (3) 第三部会
 - ・事業承継についての研究
廃業会員からの個人情報の取り扱い